

お使いいただくために。

⚠ ガス機器をご使用の際はご確認ください。

- LPガスには、必ずLPガス用ガス機器をご使用ください。
都市ガス用ガス機器は使用できません。
- ガス機器は、取扱説明書をよく読んでから、正しくご使用ください。

新しくガス機器をご使用の際には、LPガス専用のガス機器であることを確認してください。

製造会社の銘板例

○○○△△△
○○kW・○○kg/h
○○○-○○○
○○○株式会社

※LPガス用ガス機器には上のような表示があります。

ガス機器には寿命があります。10年たったら点検・取替えを!

⚠ 小型容器の取扱いについて

- 容器が倒れないよう、平らな場所に置いてください。
- 直射日光や火気を避けてご使用ください。
- 使用後は、必ず容器バルブを閉めてください。
- 容器は、火の気のない風通しの良い所に保管してください。
- 不要になった容器は、必ずLPガス販売店に返却してください。



小型容器

📞 こんなときはLPガス販売店にご連絡ください。(連絡先は表紙に記載)

- ガス設備の工事や新しくガス機器を取り付けるとき、または取りはずすとき。
- 新築・改装・転居などで、新しくLPガスを使うとき、またはやめるとき。
- ストーブなどの季節的機器で、取り付け・取りはずしが困難なとき。
- 長期間使用していないガス機器を使用するとき。
- 台風・洪水等の災害で容器やLPガス設備が浸水したとき。
- 容器が転倒したとき。
※配管、風呂がま、湯沸器、煙突などにかかる工事を行うときは、法律上の資格が必要です。
※風呂がまや湯沸器の中には給気口や排気設備が必要な機種があります。
- ガス以外の工事(リフォーム、住宅塗装工事、水道工事など)によるガス管損傷の事故が起きています。
ガス以外の工事を行うときには必ずLPガス販売店にご連絡ください。



災害時の対策は…自分の身を守りましょう

地震のときは

揺れがおさまってから、ガス栓・器具栓を閉め(火をすべて消し)、揺れが大きかった時は、屋外の容器バルブも閉めてください。

台風・洪水に備えて

ご家庭の容器にぐらつき等の不安がある場合は販売業者に連絡してください。容器やLPガス設備が浸水した場合や容器が転倒などした場合はLPガス販売店または保安機関にお知らせください。

容器バルブの閉め方

避難するときはガス栓を閉め、容器バルブを閉めましょう。容器バルブを閉めるときは、時計と同じ右に回すと閉まります。

※再びガスをお使いになる際は、必ずLPガス販売店または保安機関の点検を受けてからお使いください。

特に雪の多い地方の対策

- 雪おろし
雪おろしの際は、ガス設備に損傷を与えないように十分注意してください。
- 雪囲いや容器収納庫の設置
雪により容器が埋まったり、屋根からの落雪や雪おろし等で調整器や配管、メータなどがこわれるおそれがあるため、雪囲いや容器収納庫を設置してください。また、雪囲いや容器収納庫の周りは除雪してください。
- 排気筒(煙突)の補強
排気筒(煙突)は丈夫な支柱で補強してください。

マイコンメータの復帰方法

復帰ボタンを押してすぐ離す。そして、約1分間待つ。

器具栓をすべて閉めて、使っていないガス栓が閉まっていることを確認して復帰ボタンを押してください。赤いランプと液晶が点滅します。ガスもれがないかマイコンメータが安全確認を行いますので約1分間お待ちください。異常がなければ、赤いランプの点滅と液晶の文字が消えます。これで復帰が完了となりますので、開栓してお使いください。

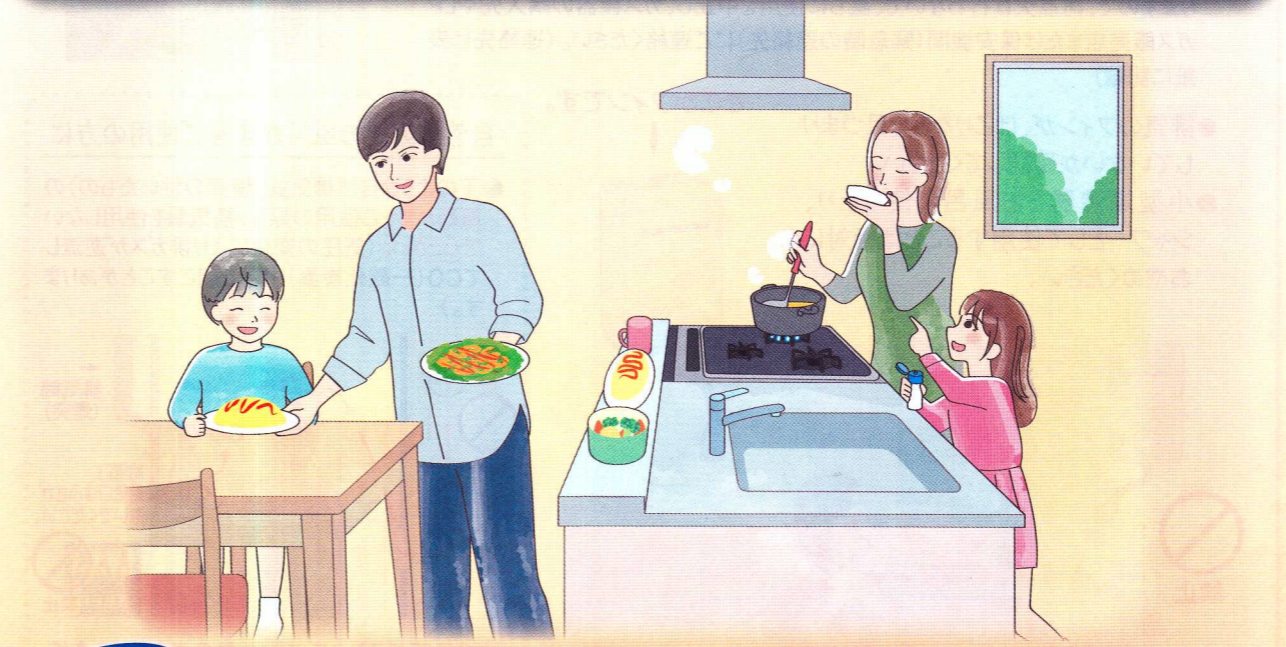
(復帰しない場合は、復帰を繰り返さずLPガス販売店にご連絡し、点検を受けてください。)

※ボタンにキャップのあるタイプもあります。

LPガス 家庭用周知文書

LPガスをご家庭でお使いになるお客さまへ

知って安心 クリーンエネルギー



ご家族の皆さままでお読みください。このパンフレットは液化石油ガス法にもとづき、ご家庭にお届けするものです。

●店名
●住所
●電話
●緊急時の連絡先

昭島ガス株式会社
東京都昭島市もくせいの杜1-1-1
TEL (042) 546-1111

LPガスを安心・快適に、

日頃お使いになるガス機器の安全管理は、ご自身で責任を持って行ってください。

LPガス販売店が行う安全管理 (供給設備) ← → お客さまが行う安全管理 (消費設備)

供給設備とは
容器からマイコンメータまでは、供給設備と呼ばれ、この部分はLPガス販売店が責任をもって安全管理します。

消費設備とは
マイコンメータの出口からガス機器まで(メータのない場合は容器からガス機器まで)は消費設備と呼ばれ、法律上の管理責任はお客さまにあります。

安全・安心のための点検・調査にご協力ください。

皆さまの安全・安心のため、LPガス販売店または販売店から依頼を受けた保安機関が、法律(液化石油ガス法)にもとづき、次のような点検・調査を行います。

- ① 容器交換のつど
LPガス容器・調整器・容器バルブ・ガス供給管などの外観点検。
- ② 1年に1回以上
地下室等の配管からのガスもれ調査など。
- ③ 原則として4年に1回以上
調整器の機能点検、配管のガスもれ調査、ガス機器や給排気設備等の調査など、ガス設備全般についての点検・調査。

※点検・調査の結果、指摘があった設備については、法律上、改善の必要があります。

LPガスの性質

- ① 空気よりも重い
LPガスは空気よりも重いので、もしガスがもれたら、特に下の方の風通しを良くしてガスを屋外に追い出しましょう。
- ② ニオイをつけてある
LPガスそのものは無色無臭ですが、もれたときに分かるようにガス特有の臭い(異臭)をつけてあります。
- ③ 燃焼には空気が必要
LPガスが燃焼するためには空気(酸素)が必要です。室内でガスを使用するときは、十分に換気をしてください。換気が不十分な場合は、不完全燃焼を起こしCO(一酸化炭素)が発生しますので十分注意してください。